

警備員指導教育責任者のための「執務資料 ver.3」  
訂正(補足)箇所

警備員指導教育責任者のための「執務資料 ver.3」  
訂正(補足)箇所

2ページ記載の下記の表に補足

◎ 31ページ記載の下記の表に補足

	届出書		法人		履歴書	住民票の写し(本籍記載のもの)	身分証明書	登記されていないことの証明書	診断書		誓約書			府令一九条二号の書類
	四 条 業 者	法 第 一 一 条 第 一 項 の 変 更 届 出 書	九 条 業 者	法 第 一 一 条 第 四 項 の 変 更 届 出 書					法 第 三 条 七 号・ 精 神 機 能 関 係 の 医 師 の 診 断 書	法 第 三 条 六 号 に 該 当 し な い 旨 の 医 師 の 診 断 書	法 第 三 条 一 〇 号	法 第 二 二 条 第 一 項	法 第 二 二 条 第 四 項	
営業所の名称、所在地 (4条・9条とも提出)	1	3	未登記、その他の営業所 及び9条業者は3を除く								2は主たる営業所 の変更時のみ		2	
営業所の新設 (4条・9条とも提出)	1							9条業者は6.7.8を除く						
教育責任者			4	5	6	7	8			3	9	2		
営業所の廃止 (4条・9条とも提出)	1													
代表者の氏名、住所 (4条のみ提出)	1	3		4						4条業者のみ			2	
役員の就任 (4条のみ提出)	1	3	4	5	7	8		9	6				2	
役員の辞任 (4条のみ提出)	1	3	氏名変更の場合は必要										2	
役員の氏名、住所 (4条のみ提出)	1	*		3									2	
個人業者の氏名、住所 (4条のみ提出)	1			3				9条業者は6.7.8を除く					2	
教育責任者の選任 (4条・9条とも提出)	1		4	5	6	7	8			3	9	2		
教育責任者の氏名、住所 (4条・9条とも提出)	1			2										

※ 公安委員会の指導により上記以外の添付疎明資料が必要な場合があります。

(6) 代表者以外の役員の氏名又は住所の変更 (「主たる営業所」は東京都)

提出先	東京都公安委員会(「主たる営業所」所在地を管轄する警察署)	
届出期限	変更の日から20日以内(登記事項証明書を添付しない場合は10日以内)	
申請書名	法第11条第1項変更届出書	
様式	別記様式第6号(全6枚)	
記入箇所	1枚目+別紙2	
添付書類	○法人に係る ①届出先公安委員会一覧表 ※他県で警備業務を実施している場合 ②登記事項証明書 ※氏名の変更の場合	○当該役員に係る ④住民票の写し(本籍地記載のもの)

※ 東京都公安委員会では、代表者以外の役員の氏名が変更になった場合、法人の登記事項証明書の他、氏名変更の経緯のわかる戸籍抄本等の添付も求めています。